

令和7年農地の賃借料、農作業標準賃金・機械作業標準料金

■問い合わせ先 南部町農業委員会 ☎0178-38-5972（直通）

■ 農地の賃借料

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

この賃金表は、普通農地の標準額となりますので、作業賃金を決める際には、年齢、労働条件、その他の事情を考慮し、両方で協議のうえ決めてください。

地 目	締結(公告)された地域名	平 均 額	最 高 額	最 低 額	データ数
田の部 (水稻)	南部町全域	5,000円	6,000円	3,000円	212
畑の部 (普通畑)	南部町全域	7,400円	12,000円	3,000円	41

※ データ数は、集計に用いた筆数である。

■ 農作業標準賃金及び機械作業標準料金

農作業標準賃金及び機械作業標準料金は、農家の皆さまが農作業をお願いするときの目安となる農作業賃金及び機械料金を定めているものです。

	区 分	標準額 (円)	割増料 (円)	摘 要
人 力 の 部	田 植	7,700	1,200	※標準額は、令和7年1月1日から令和7年12月31日まで適用する。適用は下表の機械の部も同様とする。
	脱 穀	7,700	1,200	
	除 草	7,700	1,200	
	稲 刈 り	7,700	1,200	※標準額は、1日実労働8時間を基準とし、8時間を超える場合は25%の割増給を支給する。
	りんご剪定	11,500	1,790	
	摘 果	7,700	1,200	
	袋 か け	7,700	1,200	※この賃金は男女共通とし、いずれも賄いなしとする。
	収 穫	7,700	1,200	
	一般畑作業	7,700	1,200	

	区 分	単 位	標準料金	摘 要
機 械 の 部	水 田 耕 起	10a 当り	5,500	※ほ場整備未了田畑で、特に地形の悪い場合は、当事者が協議のうえ決定する。
	水 田 代 か き	10a 当り	6,000	
	田 植 (機械植)	10a 当り	6,000	
	稲刈コンバイン	10a 当り	14,500	※田植(機械植)は、委託者が苗持ちとする。 ※コンバインはひもを除く。 ※金額は消費税を含む。
	稲 刈 脱 穀	10a 当り	6,000	
	乾燥機(生脱穀)	60kg 当り	1,500	
	畑 耕 起	10a 当り	5,500	